武蔵野市不登校対策検討委員会報告書(概要版)

1 はじめに

平成29年2月に、不登校児童生徒に対する教育機会の確保を総合的に推進することを目的として、いわゆる「教育機会確保法」が施行された。不登校の原因は多様化、複合化しており、法の趣旨を踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要などが高まっている。本市における不登校対策の現状と課題を整理し、今後の対策を検討するため、武蔵野市不登校対策検討委員会を設置し、報告書をとりまとめた。

2 不登校児童生徒の実態

(1) 不登校児童生徒の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的理由による者を除く)であり、連続又は断続して30日以上欠席した者(文部科学省による定義)。

(2) 不登校児童生徒数の推移

平成29年度に行われた全国調査において、本市の不登校児童生徒数は101人(小学生40人、中学生61人)となっており、ここ数年増加傾向を示している。不登校は取り巻く環境により、すべての児童生徒にも起こりうるものであり、その要因も多様化している。

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中 2	中3	小 合計	中合計	総計
H25	0	1	4	2	6	4	13	13	15	17	41	58
H26	2	1	4	3	6	6	9	12	21	22	42	64
H27	1	1	3	10	4	10	9	12	18	29	39	68
H28	5	0	1	4	13	4	11	19	15	27	45	72
H29	1	3	О	10	8	18	14	24	23	40	61	101

3 不登校に関する取り組みの現状

各学校においては、不登校の未然防止や早期対応に取り組んでいる。市教育委員会では、教育相談員やスクールソーシャルワーカーの派遣、チャレンジルームの運営などによる支援を行っている。また、市子ども家庭支援センター・児童青少年課・障害者福祉課においても不登校に関連する施策を行っている。

(1) スクールソーシャルワーカーの相談件数

件数	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	43	47	42	40	120
中学校	52	68	83	208	241
合計	95	115	125	248	361

(2) チャレンジルームの登録者数

(二)) () [] () [) [] () [] () [] () [) [] () [] () [) [) [] () [) [] () [) [) [] () [) [] () [) [] () [) [) [] () [) [] () [) [) [] () [) [] () [) [) [] () [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [] () [) [) [) [] () [) [) [) [] () [) [) [] () [) [) [) [] () [) [) [) [) [] () [) [) [) [] () [) [) [) [) [) [] () [) [) [) [) [) [) [) [) [)					
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	11	14	13	13	13
中学校	21	21	13	15	19
合計	32	35	26	28	32
不登校者に 占める割合	55. 2%	54.7%	38. 2%	38.9%	31.7%

4 本市における今後の不登校対策

【基本的な考え方】

- (1) 不登校は取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得ることと認識したうえで、児童生徒一人ひとりが安心して生活できる学校づくりに取り組む。
- (2) 不登校にある児童生徒に共感的理解と受容の姿勢を持つことにより、本人の自己肯定感を高め、自ら進路を切り拓く力を身につけることができるよう取り組む。
- (3) 不登校の要因や背景は多様化しており、一人ひとりの気持ちに寄り添い、関係機関と連携し、柔軟で多様な視点をもって取り組む。

対策	基本的な方針	具体的な取り組み
1 安心と魅力の ある学校づく り(未然防止)	不登校はどの児童生徒にも起こり うることであるとの認識のもと、 すべての児童生徒にとって安心と 魅力のある学校づくりに取り組 む。	1 一人一人を大切にする学校づくり 2 分かる授業による基礎的・基本的な 知識・技能の定着 3 いじめ対策の推進 4 特別支援教育の推進 5 キャリア教育の実施 6 保幼小連携、小中連携の推進
2 早期発見 ・早期対応	不登校は欠席日数が多くなるほど、学校復帰が遅れ、引きこもり状態になるなど対応が難しくなる。遅刻や早退、別室登校などの登校渋りが見られる早い段階から状況を把握し、早期に対応する。	1 ケース会議の迅速な開催 2 市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーによる相談支援 3 不登校対応のコーディネーター役の指名 4 校内会議における組織的な対応 5 教員研修の実施 6 不登校傾向児童生徒の全市的な把握
3 不登校傾向及 び不登校児童 生徒・家庭へ の支援	不登校傾向及び不登校児童生徒に 対しては、学校をはじめ関係者が 情報や支援方針を共有し、児童生 徒の心情に寄り添い、家庭と連携 しながら対応する。	1 個別の支援計画の作成と活用 2 スクールソーシャルワーカーの配置拡充 3 家庭と子どもの支援員の配置拡充 4 家庭への支援(保護者への情報提供、 保護者同士の交流の促進など)
4 多様な学びの 場づくりとネ ットワーク化 (長期化への 対応)	不登校状態が長期化している児童 生徒への支援として、チャンレン ジルームの運営やフリースクール との連携を進めるとともに、児童 生徒の多様なニーズに応じた学び の場のあり方について検討する。	 チャレンジルームの機能強化 チャレンジルームの複数設置の検討 不登校特例分教室の研究 民間施設(フリースクールなど)との連携強化 市関連事業との連携の促進